

奥州市排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給金制度に係る留意事項 (排水設備工事指定店用)

1 申請者への制度説明

市ホームページ「奥州市排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給金制度のご案内」等で制度を確認し、申請者へ説明してください。

特に、次の①～③について説明してください。

- ① 申請を受理してから、税の収納確認や融資機関での融資決定の回答に1箇月程度の時間を要します。決定通知後に工事着手となります。
- ② 金融機関へ最低3回 (条件確認・融資申請・融資契約及び支払い依頼) 足を運んでいただきます。
- ③ 通常の融資同様、金融機関より収入に関する資料や連帯保証人などの要求があります。

2 申し込み

排水設備等計画申請の際に、下水道課あてに「排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給金交付申請書」、「振込依頼並びに利子補給金交付請求及び受領に関する委任状」、「市税納付状況等調査承諾書」(下記①～③の3枚組み)を提出してください。

①申請書

→「借入希望金額」は工事予定金額(100万円を超える場合は)100万円を上限とし、1万円未満切り捨てで記入してください。

②振込依頼並びに利子補給金交付請求及び受領に関する委任状

→依頼人欄は申請者を、受取人欄は工事指定店、振込口座を記入してください。融資機関から指定店に融資金(借入金額)を振り込むこと、市が交付する利子補給金の請求及び受領を融資機関において行うことを委任すること。

③市税納付状況等調査承諾書

→融資あっせん及び利子補給の条件である市税等の納付状況調査の承諾書

3 工事の着手

融資機関の融資決定回答を受け融資決定し、市では申請者あてに「融資あっせん及び利子補給金交付決定通知書」を発送します。申請から約1か月かかります。通知と同時期に排水設備等計画申請確認書を通知しますので、その後に着工してください。

4 申請者の融資契約

工事完成検査後、申請者に「融資あっせん及び利子補給金交付決定通知書」と「排水設備工事完了検査済証」を融資機関に持参し、融資契約の手続きを行うよう伝えてください。

5 工事代金(融資金)の受領

融資契約後、融資機関において、振込を依頼された工事指定店口座に融資対象金額を振り込みします。ただし、振込手数料がかかる場合は、手数料を控除した額になります。